

令和7年12月

板橋地区区民と区長との懇談会
報告書

板橋区政策経営部広聴広報課

目次

	ページ
I 概要	1
II 区長冒頭挨拶	2
III 質問要旨及び区長回答	
1番 板橋二丁目フレンドパークについて	3
2番 外国籍の方の増加により発生している問題について	3
3番 町会活動を支援するアプリ「結ネット」へのサポートについて	3
4番 民生・児童委員の担い手不足への対応策等について	4
5番 石神井川沿い桜並木や区内の桜保存と維持について	4
IV 懇談（意見交換）	
防災について	5
資料1「板橋区の防災に関する取組」	8
V 区からの情報提供	24
VI 区長結び挨拶	28

I 概要

1 開催日時

令和7年12月17日（水） 14：00～15：30

2 開催場所

板橋地域センター

3 出席者

住民側 38名

町会・自治会及び関係団体		38名
	発言者	7名
一般公募		0名
	発言者	0名
	傍聴者	0名

区側 12名

区長、技監、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、福祉部長、
土木部長、板橋地域センター所長、広聴広報課長（司会）

II 区長冒頭挨拶

日頃から区政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、地域活動などを通じて、住民相互の親睦と交流を深め、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに多大なる貢献をいただき、誠にありがとうございます。

板橋地区は多くの官公庁が集まる交通・環境に恵まれた利便性の高いまちであります。

また、「陸軍板橋火薬製造所跡地」では板橋区史跡公園整備事業が進められるとともに、板橋駅西口周辺地区では板橋駅西口地区第一種市街地再開発事業、板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業が進められています。

以上の事から板橋地区は今まで築いてきた歴史を伝えながら未来に向けて発展を続けている地域であると認識しております。

さて、10月12日には、世代を超えた交流と親睦を通して地域の連帯を深めることができる「板橋地区区民大運動会」が金沢小学校の校庭で実施されました。

運営には多大なるご協力をいただきましたこと重ねて感謝申し上げます。

板橋区では、令和7年第3回区議会定例会において、令和8年度からの概ね10年後の方向性を示す、新しい「板橋区基本構想」が議決されました。

新しい基本構想における将来像（めざす姿）は、「未来をひらく緑と文化のかがやくまち”板橋”」です。

これまでの将来像を継承しながら、未来を見据えた新しい視点を加え、はぐくんできた土台をもとに多様な主体がともに協力し、新しいページを「開く」ように可能性を広げ、自ら主体的に未来を「切り拓いていく」決意が込められています。

これからも、「あたたかい人づくり、やさしい区政」を信条に、区民の皆様の心に寄り添った取組を進めるとともに、板橋地区の皆様が、住みやすいま

ちと感じていただけるよう、地域課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

前回の板橋地区における懇談会は、令和3年度の開催でした。

早いもので4年が経過しようとしています。

本日は、地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や、ご要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会となりますので、これを活かした地域の課題解決、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

短い時間となりますが、有意義な懇談会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1番 板橋二丁目フレンドパークについて

板橋二丁目町会ご質問（要旨）

下板橋駅前の板橋二丁目フレンドパークは、居心地のよい公園。

一方、公園内に設置されているゴミ箱はいつもゴミであふれ、空きビン等が地面に放置されている。

近隣住民の方々がボランティアで公園内を清掃しているが、翌日にはゴミでいっぱいになっている状況。公園内を清潔に保つため、清掃及びゴミ回収の回数を増やしていただくことを要望する。

区長回答

板橋二丁目フレンドパークの維持管理についてご心配をおかけしていることを心苦しく思うと同時に、近隣住民の方々がボランティアで清掃してくださっていることに感謝申し上げます。

当該公園は駅前にあることに加え、周辺にスーパーやコンビニエンスストアが合わせて4軒あり、そこで購入したものを公園で飲食する利用者が多く、そのためゴミの量が多くなっていると思われます。

清掃については月・水・金の週3回、ゴミ回収は月・水・木・金の週4回行っております。いずれも区内の公園では最も多い回数ですが、回収間隔の工夫や回数増を検討し、ゴミ散乱抑制と美観維持に努めてまいります。

2番 外国籍の方の増加により発生している問題について

板橋二丁目町会ご質問（要旨）

下板橋駅周辺では都営住宅の居住者や日本語学校の生徒、そして民泊に宿泊する外国人観光客など、町なかで外国籍の方を見かけることが増えてきた。

文化や生活様式の違いから、ゴミ出しや騒音、路上喫煙など様々な問題が頻発しているが、言葉の壁がありコミュニケーションがうまく取れないという声も上がっている。

生活に関するルールやマナーの伝達などの対策を講じて欲しい。

区長回答

日頃より、多文化共生事業にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

多文化共生社会の実現に向けて、外国籍の方が日本の文化や生活様式、ルールを理解することは重要であると認識しております。

区では、外国籍住民が日本で生活に馴染めるよう、住民登録で来庁した外国籍住民に対して、ごみの出し方や生活に必要な情報を多言語で記載した「Welcome to いたばし」を配付し、ルールやマナーの伝達に努めております。

その中では、ごみの出し方や迷惑喫煙の防止に加えて、地域コミュニティである町会・自治会の案内など、地域で生活をする上で知っていただきたい情報を掲載しております。

今後も、外国籍住民に対して正しい情報の周知を図るとともに、安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の推進に取り組んでまいります。

3番 町会活動を支援するアプリ「結ネット」へのサポートについて

板橋仲町会ご質問（要旨）

今年度から導入予定であり、結ネット利用に関する費用を3年間区が負担するなどのサポートがあると聞いている。

4年目以降も続けて予算取りしていく方針なのか、実施の様子を見て判断するのかなど、その後の方向性について教えて欲しい。

できれば4年目以降も運営負担軽減等の継続をお願いする。

区長回答

地域交流アプリ事業は、運用開始後、3年間は町会・自治会に関する利用料の負担はありませんが、4年目以降の負担額については現時点では未定です。

本事業は町会・自治会役員の負担軽減と加入促進を目的としており、経費面で負担が増加してしまうことは本意ではありません。アプリの導入団体に対しては、アンケート調査などの効果検証を行うこと

になっております。その結果によっては、当面の間事業を継続することも検討しております。

4番 民生・児童委員の担い手不足への対応策等について

板橋東町会ご質問（要旨）

高齢化、現役世代の時間的制約、活動負担の増大により、担い手確保が年々困難になっている。区として、担い手確保に向けた具体的な施策や制度改革の予定はあるか。

また、町会長が民生委員を推薦するが、民生委員は町会加入の有無を問わず地域全体を担当する。町会加入率が低下する中、未加入世帯も支援する民生委員を町会組織から選任することには根本的な矛盾があると考え。町会組織のみに依存しない選任方法の検討をお願いする。

区長回答

町会・自治会の皆様には、本年11月末の任期満了に伴う民生・児童委員の一斉改選をはじめとして、日頃より候補者推薦にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

ご指摘のとおり、担い手確保の厳しさは全国的な課題であり、区では退職した区職員に対し委員活動への参加の呼びかけを行っているほか、来年1月からは委員へ活動用のタブレット端末を配付し、記録作業の効率化などによる活動負担の軽減や、オンライン会議の参加を可能とすることで時間的制約がある方も参加しやすい環境づくりを進めております。

選任方法については、民生・児童委員は地域事情に詳しく、社会福祉の増進に熱意がある方などを適格要件としております。そのため、地域の実情に精通されている町会・自治会の皆様方のご協力が大変重要であると考え、これまでご推薦をお願いしてきました。

町会・自治会との連携の視点を大切にしながら、委員がより良い環境で誇りとやりがいを持って活動できるよう、タブレットの導入とともに、担い手

確保や選任方法について、他自治体の取組を参考にしつつ検討してまいります。

5番 石神井川沿い桜並木や区内の桜保存と維持について

加賀五四自治会ご質問（要旨）

板橋十景の「石神井川沿いの桜並木」など地域を彩る桜は大切な樹木だが、寿命を迎えた桜は伐採を余儀なくされている。地域の財産である桜並木を守るためには、住民参加型の維持保存体制の構築が必要。

町会連合会からも要望を上げているが、将来を見据えた具体的な長期計画等は示されていない。住民参加型の桜再生計画等、先進的な取り組みを実施している事例もあり、目黒区などの具体的取り組みを要望の中で示している。

桜再生計画に特化した担当課を創設し、長期的な施策の検討が必要ではないか。

区長回答

石神井川沿いの桜並木は板橋十景にも選ばれ、区内を代表する桜の名所として区民の皆様にも親しまれております。開花時期には多くの方でにぎわい、板橋ブランドの重要な要素の一つとなっております。

一方で、桜の木が腐ってくずれたり倒木の危険があるなど、川沿いの桜全体で老朽化が進んでおります。区では桜の保全に向けて、今年度から本格的に状況調査を進めているところです。

この調査に基づき、石神井川沿いの通行空間の保全構想を策定する予定です。その中で、桜を含めた川沿いの施設について、他自治体の事例や地域住民の声を参考に、住民参画型で維持保全していただくことも検討いたします。

現時点では桜再生計画に特化した担当課の創設は考えておりませんが、花づくりボランティアや公園清掃等の住民連携のノウハウを活かしながら、住民参画の仕組みを構築し、区の財産である桜の維持保存を住民の皆様と共に進めてまいります。

防災について

板橋区の防災に関する取組について説明（危機管理部長）

本日は、板橋区の防災に関する取組について、二つのテーマに分けて行います。第一は地震時の避難行動、第二は水害時の避難行動です。

ご自宅に全戸配布されている「いたばし暮らしガイド」の裏面に「防災ガイド・ハザードマップ」が入っています。地震時の対策や水害時の行動が記載されており、帰宅後にぜひご確認ください。

地震は発生時期を予測できませんが、南海トラフ地震や首都直下地震は、30年以内に70%から80%の確率で発生するとされています。地震が発生した際は、まず身の安全を確保し、その後、町会の皆様を設定された避難場所等へ避難していただくようお願いいたします。

自宅が倒壊したり火災が発生し、自宅が危険な場合は、事前に町会で決めた一時集合場所へ集合していただきます。周辺で大規模な火災が起きた場合は、広域避難場所（例：家政大学など）へ避難してください。逆に自宅が安全である場合は、在宅避難も検討いただけます。在宅避難を行う際は、3日分、できれば7日分の食料や飲料水を備蓄していただくようお願いいたします。

長期的な避難生活はストレスや身体的負担が増し、災害関連死が増加する事例が報告されています。そこで、板橋区は13自治体と相互援助協定を結び、被災していない自治体への広域避難体制を整えています。特に75歳以上の高齢者を中心に、災害発生から7日目を目安にバスで搬送し、約2週間の広域避難を実施する仕組みです。協定自治体には日光市、渋川市、高崎市などが含まれており、ホテルや旅館での避難生活を支援いたします。

次に、各地区の指定避難所や一時集合場所は、事前に必ずご確認ください。避難所の開設にあたっては、町会・自治会の役員の皆様などが協力し、毎年「避難所運営協議会」を開催して鍵の開け方や設営方法を確認しております。災害発生時には、区職員の避難所隊と町会の避難所長が鍵を開け、建物の安全点検を経て開設準備を進めます。避難所の開設基準は、震度5弱以上で自動参集、震度6弱以上で自

動開設としています。必要に応じて災害対策本部から開設の指示もあります。

次に、水害発生時の避難行動について説明します。水害は台風や豪雨などの予測が可能であり、天気予報を確認しながら事前に準備を進めることが重要です。避難方法は在宅避難、親戚や知人の住宅への分散避難、区内の指定避難所への避難の三つがあります。自宅がハザードマップ上の浸水ゾーンにあるかどうかを確認し、適切な避難先をあらかじめ決めておくことが求められます。防災ガイド・ハザードマップには洪水リスクが示されていますので、ご自宅の位置をご確認ください。

石神井川では、近年1時間あたり50ミリ以上の集中豪雨が観測されるため、現在、都立城北中央公園の地下に調節池を設置し、流量を50ミリ対応から75ミリ対応に拡大する工事を行っています。この調節池は約25万トン、すなわち25メートルプール約800杯分の水を一時的に貯留でき、大雨時の浸水抑止に寄与します。

ハード対策を進める一方で、個人の安全確保も不可欠です。区は「タイムライン防災」に取組み、災害発生前の24時間以上前には、気象情報を収集することや、分散避難や防災用品の準備を進めるよう呼びかけをします。特に高齢者や足腰の弱い方は、早期に避難準備を行うことが重要です。警戒レベルが赤（避難呼びかけ）や紫（氾濫危険）になった場合は速やかに避難し、黒（緊急安全確保）の段階では高所への垂直避難を推奨します。

情報収集手段としては、テレビ、スマートフォン、区のホームページ、そして配付チラシに掲載の防災アプリをご活用ください。このアプリは気象情報や避難指示をリアルタイムで提供しますので、ぜひダウンロードしてご利用いただきたいと思います。

最後に、最近の取組として「災害時配送ステーション MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」について説明します。舟渡4丁目の大規模工場跡地に設置した官民連携型の物流拠点で、災害時に避難所へ物資を迅速に届ける機能を備えています。また、ヘリポートや緊急一時退避場所、ドローン実証実験エリアも整備し、昨年はグッドデザイン賞を受賞するなど、全国から注目を集めています。水害時に舟渡、新河岸地区で逃げ遅れた方が緊急的に退避できるよう、2階から

6 階までの高層階を利用した一時退避スペースを確保しております。

以上、板橋区の防災に関する取組についてご説明いたしました。町会・自治会の皆様には、日頃の防災組織の運営に感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はご清聴ありがとうございました。

ご質問・ご要望（要旨）①

災害時のトイレについて

災害状況により仮設トイレやマンホールトイレが使用できない場合、現在避難所に配備されている簡易トイレで対応できるのか伺う。

区から地域に向けて、災害用トイレに関する知識の普及を図る取組を実施していただきたい。

危機管理部長 質問に対する回答

各避難所では、下水道管とマンホールの耐震化が完了しており、体育館や校舎のトイレは災害時にも利用できる可能性が高いと想定しておりますが、水道や電気が止まった場合の対応として、各避難所には「携帯トイレ」や「仮設トイレ」「マンホールトイレ」を備蓄しております。

「携帯トイレ」は、既存の洋式便器に取り付けて使用するもので、仮設トイレやマンホールトイレを設置するまでの間に使用することを想定し、避難所避難者数の約 1.5 日分を備蓄しております。

また、「仮設トイレ」は、し尿を貯留する方式で、1 基あたり最大約 10,000 回の処理が可能であるほか、下水に直結する「マンホールトイレ」は、基本的に使用回数の制限なく使用できるものとなっております。

区では在宅避難を推奨しており、日ごろから食料や携帯トイレ等の家庭内備蓄の必要性を防災ガイド・ハザードマップなどで周知しております。さらに、マンホールトイレの設置方法等については、防災+（プラス）チャンネルでの動画配信や、防災訓練での実演説明を行うなど、引き続き災害時におけるトイレに関する知識の普及に努めてまいります。

ご質問・ご要望（要旨）②

避難所環境の向上について

避難所の学校防災備蓄倉庫に段ボール間仕切りが配備されているが、想定される避難者数に対して十分な数が確保されているか伺う。

避難所環境の向上について、プライバシー確保の観点から、どのような取組を考えているかご教示願いたい。

危機管理部長 質問に対する回答

避難所環境の向上は、プライバシー確保の観点から重要な視点であると認識しており、現在、すべての避難所に段ボール製の間仕切りを 18 セット程度ずつ備蓄しております。

この段ボール製の間仕切りは、要配慮者に対して優先的に使用することを想定しておりますが、高さが 90 センチであり、プライバシーの観点では十分な高さではないことから、区では今年度、補正予算を編成し、新たに避難所用テントを来年 3 月末までに 4,000 張、購入することといたしました。

各避難所への配備については、体育館の面積により変動いたしますが、小学校で約 40 張、中学校で約 70 張を見込んでおります。加えて、災害時協定締結事業者から供給される高さ約 2 メートルの紙製パイプと布を用いた簡易間仕切りも活用することで、プライバシーの確保や健康維持が図られ、避難所の環境改善が実現できると考えております。

ご質問・ご要望（要旨）③

広域避難体制の構築についての提案

区では大規模災害時における協定を全国の自治体と締結し、都県外広域一時滞在の体制を構築している。協定先の自治体と交流を深めるため、「避難体験バスツアー」を提案する。

危機管理部長 質問に対する回答

区では、災害関連死を減少させることを目的として、令和 5 年 8 月に全国初の取組として、14 自治体間で締結している「災害時における相互援助に関する協定」を改定し、被災していない自治体への「広域避難」が可能となる仕組みを構築いたしました。

広域避難の事業スキームとしては、発災 3 日から

6日後を目安に、避難者の中から広域避難希望者を募り、7日後を目安に協定締結自治体からバスで迎えに来てもらい、約2週間程度避難することを想定しております。

広域避難協定締結自治体とは、定期的に会議を開催しており、避難者が避難する際の円滑な受け入れ方法について、現在自治体間で協議を進めております。

また、広域避難の円滑な実施にあたっては、協定自治体間との日常的な関係づくりが重要であると認識しており、これまでも各地区の青少年健全育成活動や、町会・自治会単位での交流が行われてまいりました。

ご提案の「避難体験バスツアー」につきましても、市民レベルで交流できる良い機会となりますので、町会・自治会活動の一環としてご検討いただければと考えております。区としては、必要に応じて協定自治体との調整を図ってまいります。

治会主体の防災訓練につなげられるような仕組みを検討しており、水害への意識向上と迅速な避難体制の確立を図ってまいります。

これらの取組を通じて、地域の「自助」・「共助」の力を一層高め、災害時における安全で確実な避難体制の構築に取り組んでまいります。

ご質問・ご要望（要旨）④

水害対策について

地震と水害では開設される避難所が異なるが、それを知らない住民も多い。啓発活動に加え、水害を想定した訓練も重要だと考えます。これまでの区の実践と今後の施策についてご教示願いたい。

危機管理部長 質問に対する回答

区では、地震及び水害時に開設される避難所の一覧や、災害種別に応じた事前の備え等について、2年に一度全戸に配布している「防災ガイド・ハザードマップ」や、区ホームページに掲載して周知に努めております。

令和8年度には、板橋支部の「地区別防災マニュアル」の改定を予定しており、これまでの地震対策の更新に加えて、集中豪雨等の水害を想定した対策を新たに盛り込む予定です。

改定にあたっては、地域住民の皆様とともにワークショップ形式で検討を行い、地域の特性に応じた実効性の高い防災マニュアルの整備を目指しております。

さらに、改定後のマニュアルを活用し、町会・自



板橋区の防災に関する取組

令和7年12月17日

地震発生時の行動 (防災ガイド・ハザードマップより)

10分~1日後

- 救出活動は複数人で行う



- 火災があれば初期消火を行う



- 避難するときはブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める



発生直後~10分後

- 避難経路を確保する



- 家族の安否を確認する



- 正しい情報を入手する



地震発生時

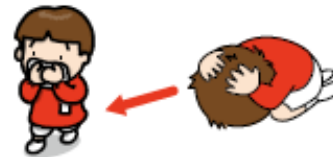
- エレベーターの階数ボタンを全て押し、止まった階で降りる



- 外ではガラスや塀から離れる



- 揺れが収まってから行動する



緊急地震速報

- 運転中の場合、ハザードランプを点灯させ、道路左側に車をよせる



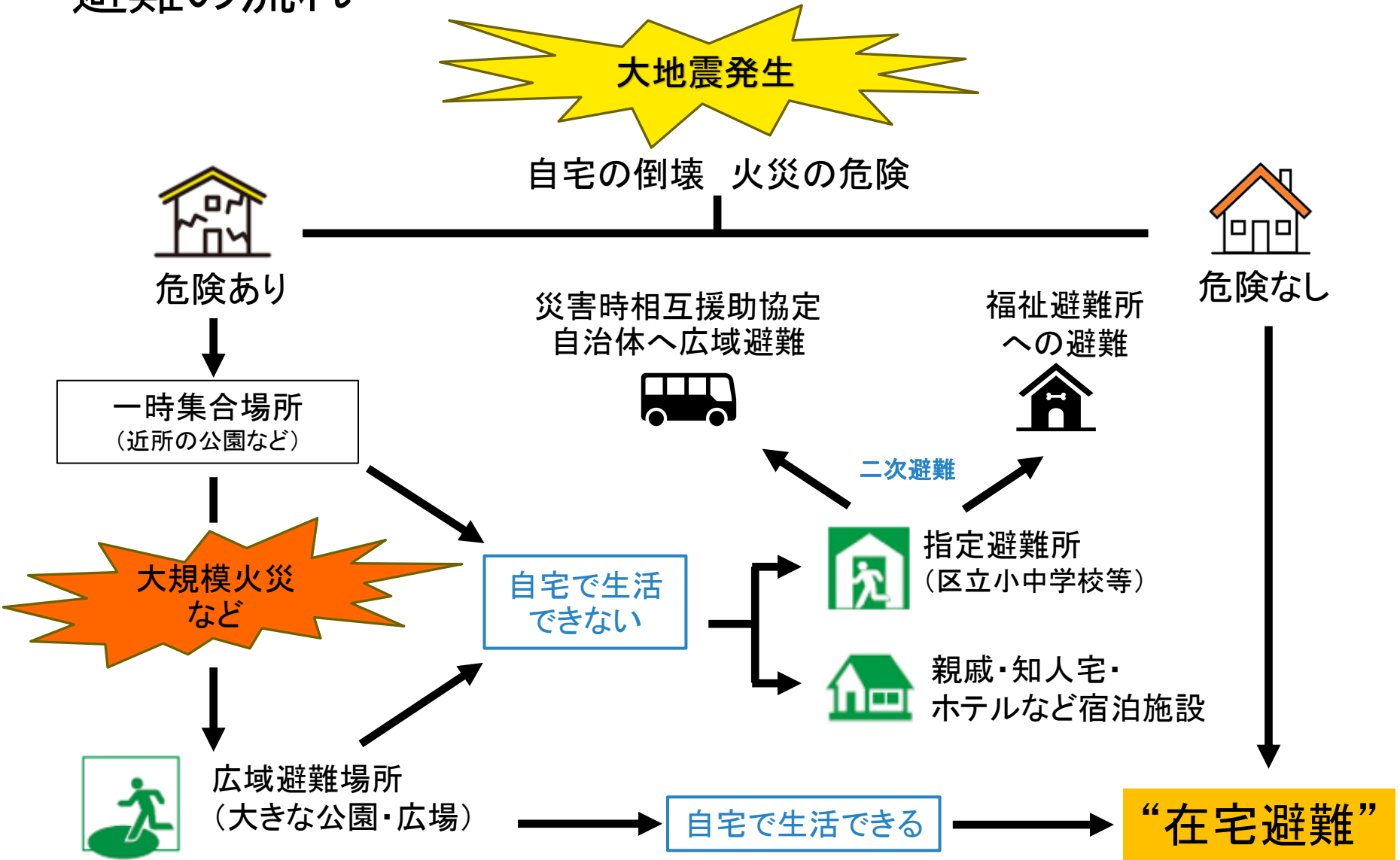
- 料理中の場合、火を消す



- 丈夫な机の下などに入り、頭を保護する



避難の流れ



広域避難の流れ

大震災発生

3日後(目安)

広域避難希望者を募集

首都圏からの宿泊者減



7日後(目安)

広域避難者は、区全体で
2,000人を想定

バス等で迎えにきていただく



広域避難



宿泊者減の一部改善

21日後(目安)



希望者は区へ戻る。
(自費で継続滞在も可能)

協定締結自治体(13自治体)

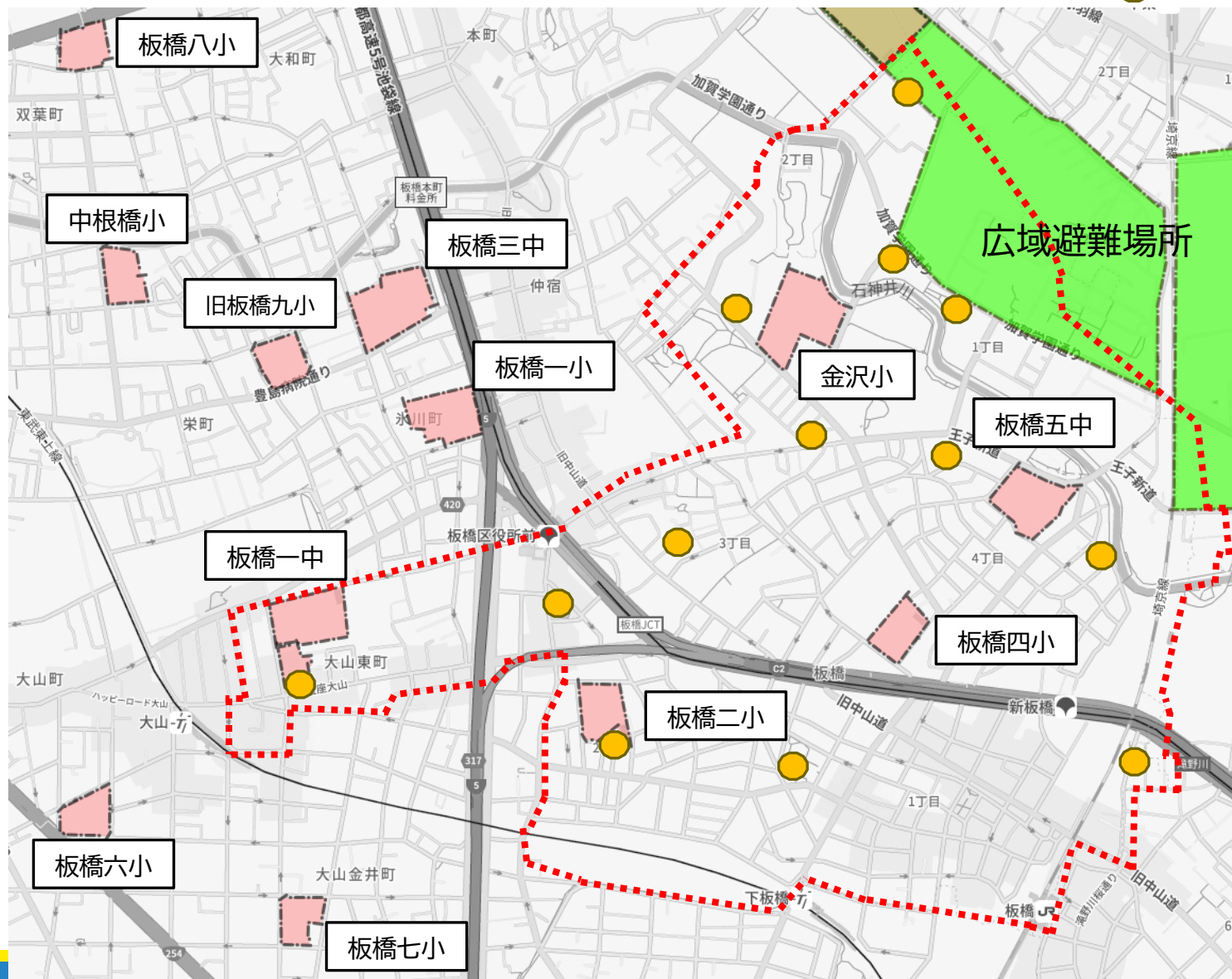
※首都直下地震を想定している
ため、連携自治体は震災による被害はほぼないと想定

- ・栃木県 日光市
- ・群馬県 渋川市、高崎市、沼田市
- ・茨城県 桜川市、かすみがうら市
- ・千葉県 鴨川市
- ・山梨県 都留市
- ・新潟県 妙高市、田上町
- ・福島県 白河市
- ・山形県 最上町、尾花沢市

1自治体あたり50人～300人受け入れ(想定)

板橋地区の指定避難所と一時集合場所

- 指定避難所
- 一時集合場所



避難所の開設の流れ（避難所運営マニュアルより）

避難所の開錠

- 避難所隊・近隣協力員により鍵を開錠
- 避難者がすでに避難所に集まっている場合は、校庭などの安全な場所に待機してもらう。

施設の点検

- 建設関連事業者や避難所運営職員で協力し、チェックリストを用いて施設の安全点検を行う（建物（生活スペース等）、電気、水道等の設備）

開設準備

- 受付の設置。また備蓄倉庫から避難所関連書類を持ち出し、避難所受付カードを用意する。
- 夜間の場合、投光器などで受付場所を照らす。

避難所の開設

- 避難者に受付カード、健康状態チェックリストを記入してもらう。
- 開設後、区職員はタブレット端末等を用い、災害対策本部に開設状況を報告する。

避難所の運営

- 避難所運営協議会を設置し、避難所の運営に関するルール作り・確認を行う。
- 避難所運営は各活動班ごとに役割を分担する。

避難所の開設基準（避難所運営マニュアルより）

参集の基準

- ・ 区職員・教職員は震度5弱以上で参集し開設準備をします。
- ・ 避難所運営協議会の方も震度5弱以上で参集をお願いします。
- ・ 開設の指示は無線や参集メール等でお知らせします。

避難所開設の判断

- ・ 震度6弱以上の場合（自動開設）
- ・ 震度6弱未満でも避難者が避難所に詰めかけた場合（各避難所の判断で開設をしてください）
- ・ 板橋区の災害対策本部からの開設の指示がある場合

水害発生時の行動（防災ガイド・ハザードマップより）

避難とは「難」を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。さまざまな避難先を検討しましょう。

避難方法は大きく3つ。「いる場所」と「その時の状況」で変わります。



① 在宅避難

自宅に留まり安全を確保する



② 分散避難

浸水の恐れがない親戚・知人の家やホテルなど



③ 区が開設する避難所

区立小・中学校など
区の備蓄品は河川の氾濫などで避難の長期化が見込まれる場合に使用します。食料、飲料水、タオルなどは必ずご持参ください。



スタート

自宅の場所をハザードマップで確認する

自宅が浸水地域にある
または土砂災害警戒区域内にある

いいえ

自宅が丈夫な建物である(木造などではない)

いいえ

自宅が「家屋倒壊等氾濫想定区域(荒川氾濫版を参照)」より外にある

いいえ

自宅に安全な階がある
(例)マンションの上層階に住んでいる

いいえ

浸水継続時間が3日未満である
ハザードマップで浸水継続時間を確認

いいえ



在宅避難

自宅が安全ならそのまま留まる
(例) 浸水しない2階で就寝
がけ地と反対側の部屋に移動

在宅避難を検討する

自宅外への避難の判断は台風
などの状況によって異なります。
余裕をもって行動しましょう。

【注意】

電気・水道などのライフラインの停止に備えて、食料や日用品の用意が必要です。



分散避難

日頃から相談しておきましょう

在宅避難や避難先の確保が難しい場合



区が開設する避難所

必要なものを持って避難する



【こうなる前に避難を】

- ・雨風が激しくなる前に
- ・計画運休などで公共交通機関が止まる前に

不安な場合はためらわず安全な地域へ!!

情報収集のしかた

テレビで情報収集

- ・ NHK総合テレビデータ放送（dボタン）
- ・ J：COMチャンネル（11チャンネル）



携帯電話やスマートフォンを活用

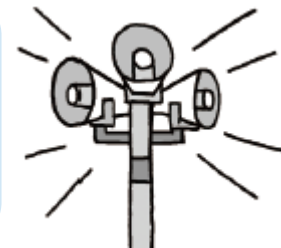
- ・ **いたばし防災+アプリ**
- ・ 板橋区防災メール
- ・ 板橋区LINE公式アカウント

ホームページなどを確認

- ・ 板橋区公式ホームページ、板橋区気象情報
- ・ 板橋区防災・防犯情報X（旧Twitter）
- ・ 気象庁ホームページ

情報は他にも

- ・ 防災行政無線（区内165か所）
電話応答サービス ☎ 0120-357-411（無料）
- ・ 緊急速報メール（エリアメール）※すべての携帯電話、スマホに一斉配信

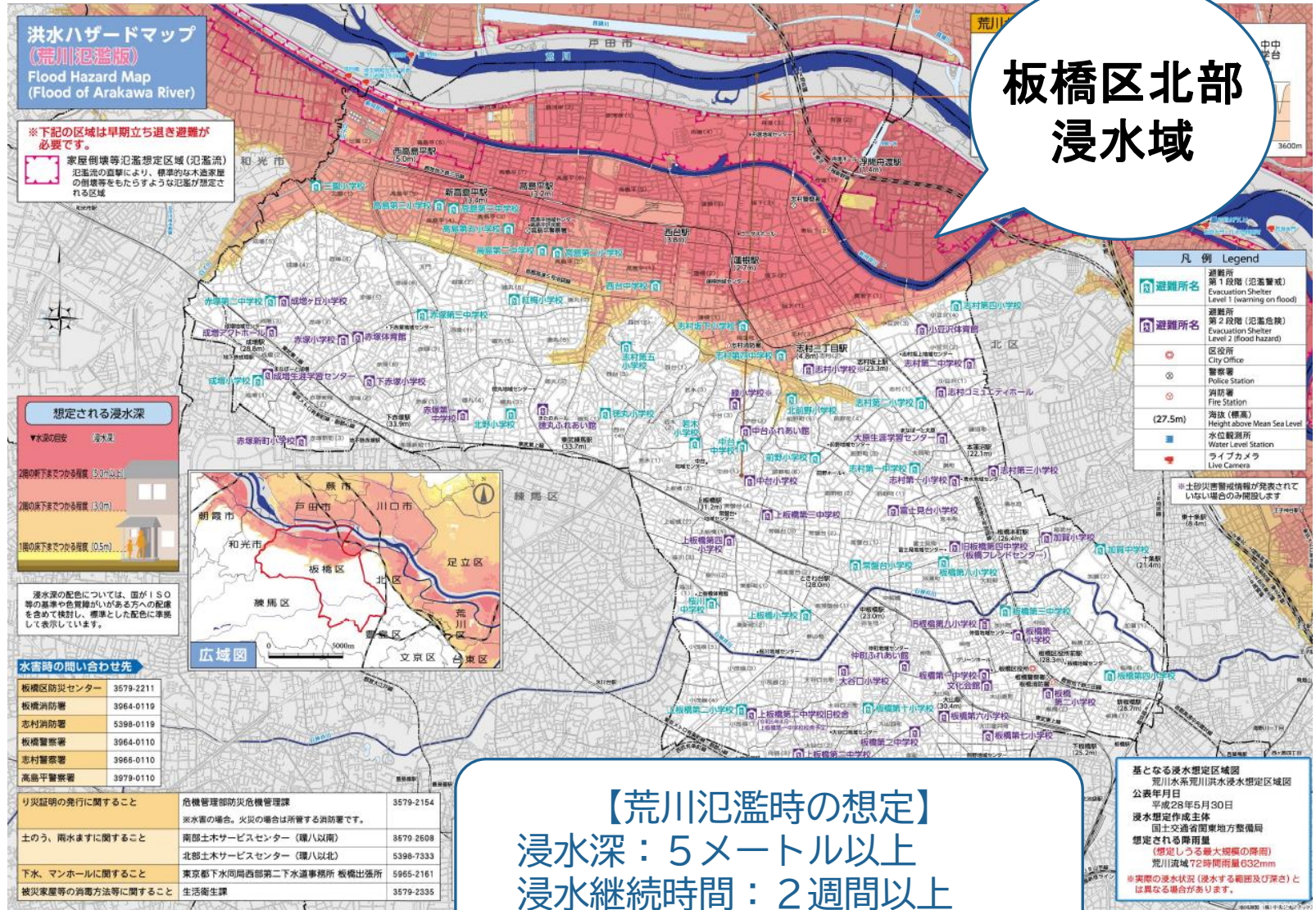


水害の警戒レベルと避難行動

区では、気象庁などから発表される「防災気象情報」や降雨量、河川の水位の状況を総合的に判断して警戒レベルを付した「避難情報」を発令します。安全に避難するために『レベル4』までの情報で避難してください。

危険度 ↑高い ↓低い	警戒レベル	区が発令する避難情報	気象庁などの情報(防災気象情報)	とるべき行動
		5	緊急安全確保	5相当 大雨特別警報 氾濫発生情報など
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~				
	4	避難指示	4相当 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など	危険な場所から全員避難
	3	高齢者等避難	3相当 大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報など	避難に時間のかかる方は 危険な場所から避難
	2		2相当 大雨注意報 洪水注意報など	ハザードマップなどで 避難行動を確認
	1		早期注意情報	最新情報に注意し、 災害への心構えを高める

# ハザードマップ【荒川氾濫版】



# タイムライン防災

タイムラインとは、災害発生時に迅速・円滑・的確に対応するための事前防災行動計画です。「いつ」「誰が」「何を」行うのかをあらかじめ時系列にまとめることで、防災活動を効果的に進めることができます(タイムライン防災・全国ネットワーク会議HPより)。

国や自治体などの行政機関が作成するタイムラインのほか、町会・自治会単位で作成するコミュニティ・タイムライン、個人や家庭で作成するマイ・タイムラインがあります。

## ～荒川氾濫タイムライン～

	気象状況	防災気象情報など	行政機関活動	住民がとるべき行動
72時間前	台風発生	気象庁の台風予報	・情報収集 ・体制の確認・準備	情報収集 避難所確認
48時間前	台風上陸可能性	・気象庁の記者会見 ・大雨・洪水注意報	・区民への注意喚起 ・分散避難の呼びかけ	防災用品準備 <b>分散避難</b>
24時間前～ 12時間前	災害発生危険性	大雨洪水警報	・荒川シフト第1段階 (避難所開設33か所)	<b>高齢者等避難</b>
12時間前～ 0時間前	<b>台風最接近</b>	・大雨洪水警報 ・荒川シフト第2段階	・荒川シフト第2段階	<b>高台避難</b>
6時間後	避難判断水位 氾濫危険水位	氾濫発生情報		<b>高台避難</b>
12時間後	<b>氾濫発生</b>	氾濫発生情報		<b>緊急一時退避</b>

特に荒川の場合は、台風が過ぎた後に、河川の水位が最も高くなる可能性があるため、気を緩めずに注意が必要！

# 緊急一時退避場所 ① MFLP・LOGIFRONT東京板橋

水害に強い拠点形成に向け、板橋区・三井不動産(株)・日鉄興和不動産(株)・日鉄エンジニアリング(株)が連携し、国内初の「高台まちづくりを盛り込んだ官民連携の都市計画決定(令和4年9月)」により、都内で最大規模の都市型物流施設を実現。

◆災害時にヘリポートとしても活用可能な高台広場を敷地内に整備

◆高台広場から緊急一時退避場所への避難路(デッキ)の整備

◆板橋区災害時配送ステーションの整備

◆区立舟渡水辺公園と敷地内の高台広場等の一体整備

◆物流施設併設型ドローン実証実験施設「板橋ドローンフィールド」の整備

 **GOOD DESIGN AWARD**  
**2025年度受賞**



MFLP・LOGIFRONT東京板橋 外観 出典：事業者

# 民間物流施設における地域貢献(防災関連)

## 洪水緊急一時退避場所

Temporary evacuation area for when river flood

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋

緊急一時退避場所  
Temporary evacuation area  
2～6階の車路の一部

退避路(デッキ)  
Evacuation route

退避路(地上)  
Evacuation route

舟渡水辺公園  
Helipad

新河岸川

緊急一時退避場所  
Temporary evacuation area  
(2～6階の車路の一部)

退避路(デッキ)  
Evacuation route

退避路(地上)  
Evacuation route

舟渡水辺公園  
Helipad

舟渡水辺公園 (最大想定) ▼T.P.+9.0m

新河岸川浸水線 (最大想定) ▼T.P.+6.2m

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋は  
高台避難が間に合わない場合の「緊急一時退避場所」です。

- 新河岸川氾濫時には1階床が、荒川氾濫時には2階車路が、浸水しない想定です。
- 緊急一時退避場所は、一定期間避難生活をするための施設ではありません。
- 緊急一時退避する時は、係員の指示に従って入場してください。

### 【主な地域貢献内容】

補助 204 号線

高台広場  
(ヘリポート)

避難路(デッキ)

都市計画道路の先行整備

避難路(地上)

災害時の物資の保管・配送拠点  
(2階の倉庫の一部)

緊急一時退避場所  
(2～6階の車路の一部)

舟渡水辺公園  
(公園・広場を一体的に整備)

新河岸川

広場

緑道

東西断面図 (イメージ) :  
避難路、緊急一時退避場所 (緊急一時退避場所は建物内の2～6階の車路に位置付ける)

① 荒川最大想定 : T. P9. 0m  
② 新河岸川最大想定 : T. P5. 2m

※T. P : 東京湾の平均海面からの高さ

避難路(デッキ)

舟渡水辺公園 高台広場

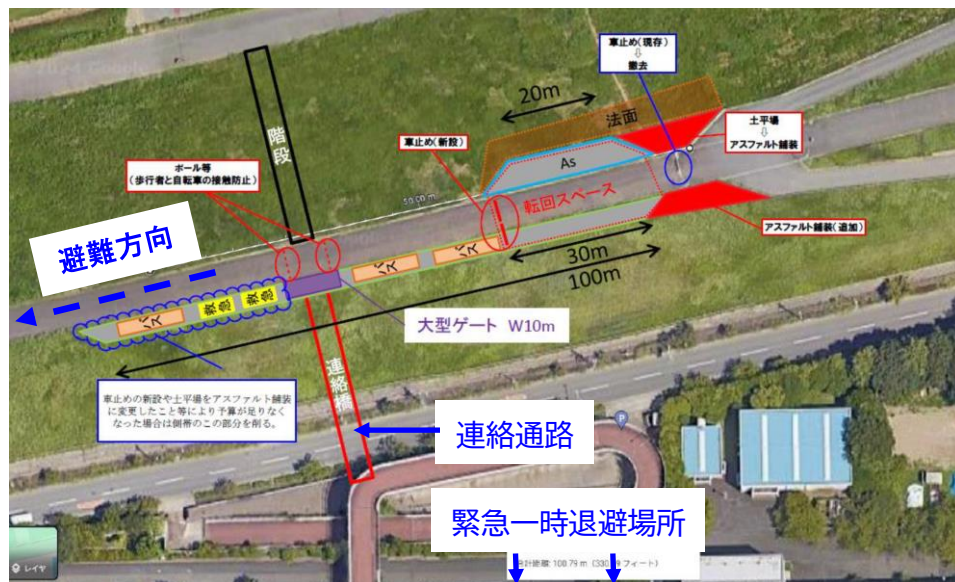
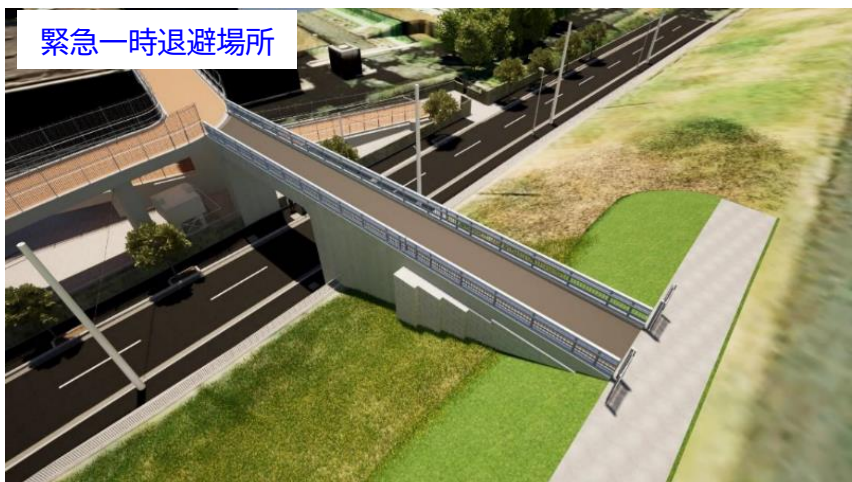
緊急一時退避場所  
(2～6階の車路の一部)

避難路(地上)

①  
②

# 緊急一時退避場所 ② 区立新河岸陸上競技場

区立新河岸陸上競技場と荒川河川敷堤防を結ぶ連絡通路を整備することで緊急一時退避場所からの避難を可能とする（国土交通省との連携）。  
令和8年3月竣工予定



出典：国土交通省荒川下流河川事務所

# 板橋地区区民と区長との懇談会 区からの情報提供

## 1 令和5年7月1日に板橋区 LINE 公式アカウントを開設しました。

LINE 公式アカウントでは、防災、子育て、ごみ・リサイクルなどの暮らしに関する情報や、イベント情報のほか、受け取りたい情報をカテゴリ別に選択することができます。また、メニューからは、区ウェブサイトへ手軽にアクセスすることができます。便利な機能がたくさんありますので、ぜひ友だち追加してご利用ください。

### 登録方法1

右の二次元コードから友だち追加

### 登録方法2

LINE アプリのホーム画面の ID 検索画面から「@itabashi」と検索し、友だち追加



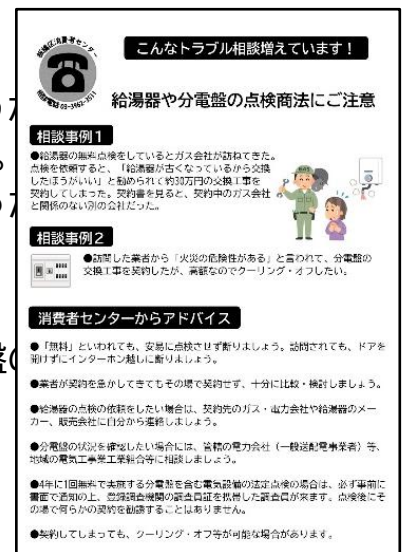
## 2 こんなトラブル増えています！給湯器や分電気の点検商法にご注意

### ○相談事例1

給湯器の無料点検をしているとガス会社が訪ねてきた。点検を依頼すると「給湯器が古くなっているから交換したほうがいい」と勧められて約30万円の交換工事を契約してしまった。契約書を見ると、契約中のガス会社と関係のない別の会社だった。

### ○相談事例2

訪問した業者から「火災の危険性がある」と言われて、分電盤の交換工事を契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。



### ○消費者センターからのアドバイス

・「無料」といわれても、安易に点検させず断りましょう。訪問されても、ドアを開けずに

インターホン越しに断りましょう。

- ・業者が契約を急かしてきてもその場で契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・給湯器の点検の依頼をしたい場合は、契約先のガス・電力会社や給湯器のメーカー、

販売会社に自分から連絡しましょう。

・分電盤の状況を確認したい場合には、管轄の電力会社（一般送配電事業者）等、地域の電気工事業工業組合等に相談しましょう。

・4年に1回無料で実施する分電盤を含む電気設備の法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後に

その場で何らかの契約を勧誘することはありません。

- ・契約してしまっても、クーリング・オフ等が可能な場合があります

また、チラシの裏面に、太陽光発電に関する相談事例と消費者センターからのアドバイスが記載されております。あわせてご確認いただき、契約を検討している方が周りになりましたら情報共有いただけると幸いです。

**太陽光発電に関する相談が増えています**

**相談事例 1**

- 突然自宅を訪れた事業者から太陽光発電設備と家庭用蓄電池の勧誘を受けた。すぐに契約するつもりはなかったが、「安く契約できるのはあと2件」などと説明されて約100万円で購入してしまった。よく考えたら高額のためクーリング・オフしたい。

**相談事例 2**

- 自定電話に電話がかかってきて、「FIT法が改正されて太陽光パネルには点検義務がある。資料で点検する」と言われた。後日、点検してもらったところ、修理が必要とされ、修理には20万円、修理せず太陽光パネルを撤去するならば10万円と言われた。高額のため返事を保留している。点検義務はあるのか。

**消費者センターからアドバイス**

- 特定取引法の訪問販売に該当する場合には、契約書を受け取った日を含む60日間はクーリング・オフを行うことが可能です。
- 突然の訪問をきっかけに勧誘をされたり、契約を急かされてもその場で契約せず、複数社から見積もりを取り、慎重に事業者の選定を行きましょう。
- 太陽光発電システムは、関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象となるかは、再生エネルギー法に基づく「自制度」「自制度（※）」の利用の有無や出力等により異なります。
- よくわからない場合には、太陽光発電システムの設置事業者にご相談しましょう。設置事業者が指定しているなど、定額が取れない場合には、電気店や工務店、メーカーなどにも問い合わせをしましょう。

〔※〕再生可能エネルギーの買取制度

## 4 消費者トラブルひとりで悩まずすぐ相談 消費者トラブルライン 188

○188 「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたら悩まず、消費者ホットラインに相談してください。

消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な生活相談窓口におつなぎします。

**「いやや」消費者ホットライン** 局番なし **188**

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！  
「いやや（188）泣き寝入り。」と覚えてください。

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

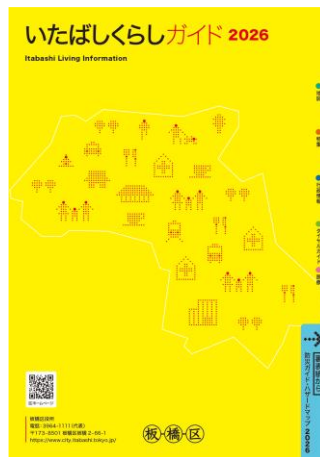
消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な生活相談窓口におつなぎします。

月～金曜 9:00～16:30 板橋区消費者センター(03-3962-3511)  
土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)  
土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

## 5 「いたばし暮らしガイド 2026・防災ガイド・ハザードマップ 2026」を発行しました。

各種行政サービスや区施設に関する情報・医療機関の情報、また、ハザードマップや日頃からの備え・いざという時の対応などの防災情報をコンパクトにまとめた両開き冊子です。

12月1日より順次、全戸配布していきますので、日常のくらしの様々な場面で、ぜひ、ご活用ください。





こんなトラブル相談増えています！

## 給湯器や分電盤の点検商法にご注意

### 相談事例1

●給湯器の無料点検をしているとガス会社が訪ねてきた。点検を依頼すると、「給湯器が古くなっているから交換したほうがいい」と勧められて約30万円の交換工事を契約してしまった。契約書を見ると、契約中のガス会社と関係のない別の会社だった。



### 相談事例2



●訪問した業者から「火災の危険性がある」と言われて、分電盤の交換工事を契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。

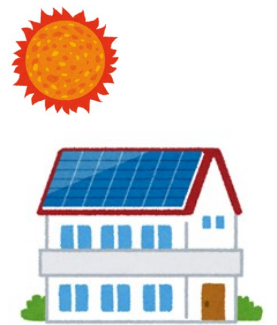
### 消費者センターからアドバイス

- 「無料」といわれても、安易に点検させず断りましょう。訪問されても、ドアを開けずにインターホン越しに断りましょう。
- 業者が契約を急かしてきてもその場で契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 給湯器の点検の依頼をしたい場合は、契約先のガス・電力会社や給湯器のメーカー、販売会社に自分から連絡しましょう。
- 分電盤の状況を確認したい場合には、管轄の電力会社（一般送配電事業者）等、地域の電気工事業工業組合等に相談しましょう。
- 4年に1回無料で実施する分電盤を含む電気設備の法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 契約してしまっても、クーリング・オフ等が可能な場合があります。

# 太陽光発電に関する相談が増えています

## 相談事例1

●突然自宅を訪問した事業者から太陽光発電設備と家庭用蓄電池の勧誘を受けた。すぐに契約するつもりはなかったが、「安く契約できるのはあと2件」などと説明されて約400万円で契約してしまった。よく考えると高額のためクーリング・オフしたい。



## 相談事例2

●固定電話に電話がかかってきて、「FIT法が改正されて太陽光パネルには点検義務がある。無料で点検する」と言われた。後日、点検してもらったところ、修理が必要と言われ、修理には20万円、修理せず太陽光パネルを撤去するなら50万円と言われた。高額のため返事を保留している。点検義務はあるのか。

## 消費者センターからアドバイス

- 特定商取引法の訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフを行うことが可能です。
- 突然の訪問をきっかけに勧誘をされたり、契約を急かされてもその場で契約はせずに、複数社から見積もりを取り、慎重に事業者の選定を行いましょう。
- 太陽光発電システムは、関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象になるかは、再エネ特措法に基づくFIT制度・FIP制度（※）の利用の有無や出力等により異なります。
- よくわからない場合には、太陽光発電システムの設置業者に相談しましょう。設置事業者が倒産しているなど、連絡が取れない場合には、販売店や工務店、メーカーなどにも問い合わせてみましょう。

（※）再生可能エネルギーの買取制度

## 「いやや」消費者ホットライン

局番なし

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！

**188** (いやや)

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

月～金曜 9:00～16:30 板橋区消費者センター(03-3962-3511)  
土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)  
土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

## VI 区長結び挨拶

本日は、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の懇談会では、「板橋二丁目フレンドパーク」に関することや、「町会活動を支援するアプリ結ネットへのサポート」に関すること、「民生・児童委員の担い手不足への対応策」のことなど、テーマが多岐にわたり、地域の皆様の関心の高さを感じる機会となりました。

皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、安心・安全で快適な地域づくりのためには、地域コミュニティを活性化し、より発展させていく必要があることを、強く感じております。

そのため、日頃より、地域にて活発に活動されております皆様方のお力添えをいただきながら、地域課題をともに考え、問題解決に向けて、ともに取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、板橋地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の、益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。